

## 「ベクルリー®」が 医師の指示の下での看護師による 在宅療養患者等への投与が可能となりました

この度、抗ウイルス剤「ベクルリー®点滴静注用100mg」(一般名:レムデシビル)が「保険医が投与できる注射薬の対象薬剤」に追加されたことをお知らせします。

2022年1月21日の中央社会保険医療協議会・総会(中医協)において、「保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤」としてベクルリーを追加することが了承されました。これに伴い、医師の指示の下で看護師が在宅療養患者等へベクルリーを投与できるようになりました(以下の厚生労働省からの事務連絡をご参照ください)。

なお、投与にあたっては、電子添文や『新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き』をご参照いただくようお願い申し上げます。

### 疑義解釈資料の送付について(その89) 厚生労働省保険局医療課 事務連絡 令和4年1月27日発出

問1 ベクルリー点滴静注用100mg(成分名:レムデシビル)(以下「本剤」という。)について、保険医が投与することができる注射薬として、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで、患者の症状の経過に応じた量を投与することは可能か。

(答)令和4年1月21日の中央社会保険医療協議会において、「新型コロナウイルス感染症の状況及び学会からの要望書等を踏まえ、…保険医が投与することができること」について了承されたことを踏まえ、可能。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえて、本事務連絡(疑義解釈の送付について(その89))の発出日以降適用するものとする。関係告示等については、追って改正する予定である。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000888657.pdf>(2022年2月16日閲覧)

### 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その65) 厚生労働省保険局医療課 事務連絡 令和4年1月28日発出

問1 介護療養病床等に入院している者又は介護医療院若しくは介護老人保健施設に入所する者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、当該者に対して、ベクルリー点滴静注用100mg(成分名:レムデシビル)(以下「本剤」という。)を、療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行ったうえで投与した場合に、特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)第16第3号に規定する注射薬のうち、「抗ウイルス剤(B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。)」とみなして、本剤に係る薬剤料を算定できるか。

(答)算定可。なお、注射実施料等の算定については、特に定めのない限り、要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合(平成20年厚生労働省告示第128号)等に基づき取り扱うことに留意されたい。また、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その65))の発出日以降適用される。

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/tohoku/news/2012/000211200.pdf>(2022年2月16日閲覧)

弊社の医療関係者向け情報サイト「G-STATION+」では、ベクルリーの投与・調製方法・保管取り扱いなどの基本情報や適正使用のための情報が網羅されております。ぜひご覧ください。



問合せ ギリアド・サイエンシズ株式会社 メディカルサポートセンター

TEL 0120-506-295(平日9:00~17:30 会社休日を除く)

ベクルリーを  
ご投与いただく  
先生方へ

抗ウイルス剤

ベクルリー® 点滴静注用  
100mg

VEKLURY® for Intravenous Injection

(レムデシビル・注射用凍結乾燥製剤)

2. 禁忌（次の患者には投与しないこと）  
2.1 本剤の成分に対し過敏症の既往歴のある患者

ベクルリー（一般名：レムデシビル）は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の原因ウイルスであるSARS-CoV-2に対し、ウイルスの複製を直接阻害する抗ウイルス薬です。弊社の医療関係者向け情報サイト「G-STATION+」では、ベクルリーの投与・調製方法・保管取り扱いなどの基本情報や適正使用のための情報が網羅されております。ぜひご覧ください。



「G-STATION+」の主なコンテンツ

基本情報

最新の電子添文やインタビューフォーム、総合製品情報概要などの基本情報を網羅しております。

ベクルリーの調製・投与方法

ベクルリーの調製・投与方法について、イラストや動画により、わかりやすく解説しております。

製品特性

作用機序

臨床成績

副作用・安全性情報・RMP

実臨床 先生方の声

FAQ

ベクルリーを投与される患者さん向けのサイトもご用意しております。患者さんへのご指導にお役立ていただければ幸いです。



製造販売元

ギリアド・サイエンシズ株式会社

〒100-6616 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー

<https://www.gilead.co.jp/>

文献請求先及び問い合わせ先

ギリアド・サイエンシズ株式会社

メディカルサポートセンター

フリーダイヤル: 0120-506-295 9:00-17:30(土日祝日及び会社休日を除く)

VKY22DS0101PH

2022年2月作成

# 感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

## 2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

### 外来

- ✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

院内トリアージ実施料の特例300点→**550点**

※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

- ✓ コロナ患者への外来の特例拡充

コロナプリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)**

その他の場合：**950点**

### 在宅

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

コロナプリーブ投与の場合：950点→**4,750点(5倍)**

その他の場合：950点→**2,850点(3倍)**

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充  
(520点→**1,560点(3倍)**)

### 歯科

- ✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例 (**100点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例  
(**330点(時間要件の緩和)**)

等

### 調剤

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充  
(訪問：**500点**、電話等：**200点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例  
(30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで>

医科：**50点**、 歯科：**28点**、 調剤：**6点**